

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年9月17日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

(1) 住所：長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷

(2) 氏名：

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和 8 年 7 月 13 日 12 時 7 分ごろ

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡時津町野田郷 25-1 駐車場内

(3) 事故の状況

上記事故発生年月日において、町職員が、公用車にて後方確認不十分のままバックした際に、駐車中の相手方の車両と接触したものの。

3 和解の要旨

本町は、相手方に対して、下記 4 の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、本町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

4 損害賠償の額

314,074 円

令和 8 年 8 月 28 日

長与町長 吉 田 慎

